

別添

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（その 8）

本基準は、毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）第 40 条の規定を実施するため、毒物及び劇物の具体的な廃棄の方法を定めたものである。

本基準は、一般的に広く適用し得る方法であるが、廃棄される毒物若しくは劇物の量又は当該毒物若しくは劇物に含まれている他の物質の種類及び量等により本基準が実施できない場合には基準の細部についての変更を行い、又は本基準と異なる方法を採用しても差し支えない。いずれの場合においても廃棄処理に伴う生成物等について検討を行い、水質汚濁防止法等関連諸法令に適合するよう十分留意しなければならない。

なお、本基準の構成は次のとおりである。

- 1 品目－「毒物及び劇物取締法」及び「毒物及び劇物指定令」に掲げている毒物又は劇物の名称を示し、これと異なる一般名があるときは、括弧書きでその名称を記載した。また、毒物又は劇物の名称が包括的である場合には下段に具体的な毒物又は劇物を例示した。
- 2 廃棄方法－具体的な廃棄方法を示し、〈備考〉として廃棄を行う際に特に注意すべき事項を記載した。
- 3 参考として廃棄方法により生じる生成物（回収法及び焙焼法以外の廃棄方法により生じる不溶性のものに限る。）、検定法その他毒物又は劇物の物性、取扱い上の注意等を必要に応じて示した。